

区分	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
全労働者	91.2%
正社員	82.8%
パート・有期社員	75.3%

対 象 期 間：令和4年事業年度（令和4年4月1日～令和5年3月31日）

正 社 員：期間の定めなくフルタイムの労働者

パート・有期社員：期間や労働時間が決められている労働者

※ パート労働者のうち正規職員と同じ所定労働時間であれば、
時給制で働いている者については20日/月、勤務で1人を基準として、
その他パートはそれぞれ所定労働日数から算出